⑷2　分配の推移
有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、分配総額、外国投資証券１単位当たりの分配の額を記載すること。
⑷3　自己資本利益率（収益率）の推移
有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率（第四号の三様式の「記載上の注意」⑯㎞に規定する自己資本利益率に相当するものをいう。）又は収益率（第四号の二様式の「記載上の注意」㊴に規定する収益率をいう。）を記載すること。
⑷4　手続等の概要
「第三部　外国投資法人の詳細情報」の「第２　手続等」に記載される事項を要約して記載すること。
⑷5　管理及び運営の概要
「第三部　外国投資法人の詳細情報」の「第３　管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。
⑷6　財務ハイライト情報
ａ　「第三部　外国投資法人の詳細情報」の「第５　外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」、「損益計算書」、「金銭の分配に係る計算書」及び「キャッシュ・フロー計算書」（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部　外国投資法人の詳細情報」の「第５　外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（ｂにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。
ｂ　財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。⑺4ａにおいて同じ。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条第１項に規定する監査報告書をいう。以下ｂ及び⑺4ａにおいて同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。⑺4ａにおいて同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
⑷7　外国投資証券事務の概要
当該届出に係る外国投資証券に関し、次の事項を記載すること。
ａ　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
ｂ　投資主又は外国投資法人債権者（外国投資法人債に係る債権者をいう。⑹2において同じ。）に対する特典
ｃ　外国投資証券の譲渡制限の内容
ｄ　その他外国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
⑷8　外国投資法人の詳細情報の項目
ａ　「第三部　外国投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。
ｂ　「第三部　外国投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第27条において準用する法第15条第２項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。
⑷9　外国投資法人の沿革
設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
⑸0　役員の状況
有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員（設立中の外国投資法人にあっては設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第66条第１項に規定する設立企画人に相当する者をいう。）及び役員の候補者）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の外国投資法人にあっては引受けを予定する投資口の口数）を記載すること。
⑸1　外国投資法人に係る法制度の概要
準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
⑸2　監督官庁の概要
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
⑸3　その他
ａ　規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
ｂ　訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
⑸4　申込（販売）手続等
ａ　外国投資証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
ｂ　生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
ｃ　外国投資証券１単位当たりの販売価格が外国投資証券１単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
⑸5　買戻し手続等
ａ　外国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
ｂ　外国投資証券１単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
⑸6　資産の評価
外国投資証券１単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
⑸7　保管
外国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替外債については、この限りでない。
⑸8　存続期間
外国投資法人の存続期間について記載すること。
⑸9　計算期間
外国投資法人の計算期間について記載すること。
⑹0　その他
ａ　増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
ｂ　規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
⑹1　利害関係人との取引制限
外国投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
⑹2　投資主・外国投資法人債権者の権利
投資主総会又は外国投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の10第１項に規定する投資法人債権者集会に相当するものをいう。以下⑹2において同じ。）に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、外国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。